

# 当募金に対する税制上の質問等 Q&A

## Q 募金期間は？

福岡国税局長の承認を得て平成30年7月から平成31年6月までの1年間で募集しましたが、半年の延長を得て令和元年12月31日まで募金の控除も受けられます。令和元年12月31日までに寄附をされた方は、翌令和2年3月15日までに確定申告をして頂きますようお願い申し上げます。

A

## Q 寄附金控除について、また領収書はどれをつかうの？

募金は税制上の優遇処置を受けることができます。

個人様の場合：確定申告の時に特定寄附金として申告し領収書（**記念事業実行委員会からの領収書**）を添付する事で所定金額が所得控除の対象となり税金が減額されます。

法人様の場合：決算確定申告書に指定寄附金として申告する事で全額を損金にする事ができ、税金が減額されます。領収書（**記念事業実行委員会からの領収書**）は法人で保管してください。

A

## Q どれくらい控除されるのですか？

他の所得金額、扶養親族などの所得控除の状況や年度で各個人異なりますが、所得控除制度の例として

$(\text{寄附金額} \textcircled{1} - 2 \text{千円}) \times \text{所得税率} \textcircled{2} = \text{減税額}$

①寄附金額は総所得金額などの40%までが税額控除対象となります。

②所得税率は課税される年間所得金額に応じて5%～40%の段階

例（税額控除）2万円寄附した場合

$(\text{寄附金額} 2 \text{万円} - 2 \text{千円}) \times \text{控除率} 40\% = 7,200 \text{円の税額控除}$

A

## Q ふるさと納税（ワンストップ納税）は確定申告をしなくても済むのではないですか？

今回の募金はそれとは違い、必ず確定申告しないと控除が受けられません。

A

## Q 確定申告はしておらず、年金所得暮らしですが、控除はどうなりますか？

年金所得の方で所得税・住民税を払う必要のない方は、控除は受けられません。

A

## Q 確定申告の時に提出の必要がある「領収書」の発行はどうなりますか？

随時発行いたしますが、事務局に振込確認書が届いてからの郵送になりますので、1ヶ月から2ヶ月の時間を頂いております。

A